

# 過当競争について

中 村 精

## 1. 諸見解

過当競争という言葉、その概念及び根拠は極めて多義的に使われ<sup>1)</sup>、しかも理論的整理は充分でない。近年若干の理論的関心が見られるが、その有力諸説にもなお疑問が残る。

(1) ペイン。ペインは真の意味の過当競争(Excessive competition or destructive competition in a genuine sense)の指標を生産過剰に基づく慢性的に平均以下の利潤および賃金に主として求める。これはいくつかの停滞的な原子的産業におこることを認めて、その原因として原子的市場構造、参入容易、退出渋滞を指摘し、更に最初の需給不均衡発生の引金として戦争需要終了、代替品進出、生産性上昇、産業の地域移動のあと従来設備の残存等をあげる<sup>2)</sup>。

ところで彼の問題意識は過当競争の場が原子的産業のみの教科書的完全競争の中でなく、原子的産業と集中的産業併存の経済の中にあることを認めた点にあり、集中産業併存と上記諸原因とのつながりは次の形でつけられる。いわく、参入希望企業は集中的産業から参入障壁によって閉め出され、参入容易な原子的産業に過度に蝟集する、と。

彼の論旨の弱点は第1に、その他の諸原因が集中産業併存経済と関連させられてないことである。けだし(i)退出渋滞という重要な指摘がなされながらも、その理由として設備の物理的残存をあげるのみで集中産業併存経済に基づくことの論証はない。物理的には同じことが完全競争の時にも起るであろう。また過剰労働者の他産業や他地域への移動毛嫌いによる長期的平均以下賃金をあげるが、ここにも自然的視点があるのみで、集中併存との関連の論証はない。それから低賃金は企業の立場からすれば過当競争の指標であるよりも過当競争下の企業の

存立条件であり、そして過当競争は企業の立場から論じられる問題と考えられる。(ii)原子的市場構造のため生産制限、価格引上げなどの対策が困難だと原子的市場構造における行動の特長を指摘するだけだが、この場合集中的市場構造併存との関連づけは元来無理と思われる。又市場成果向上との関連で過当競争を考える彼の観点からはこれら対策がとれないことは別に問題ではない筈だ。(iii)最初の不均衡引金として列挙の諸点も集中産業併存の場合に限らぬ。これらの事項が集中併存と関連なく網羅的に並べられればそれだけ説得力は弱くなる。

第2に過当競争の根拠づけとして参入障壁だけでは不十分である。けだしこれでは新規参入意図の大企業も参入障壁のため参入容易な産業に過度に蝟集して過当競争の外ない。又参入容易な産業の成長力が大で生産力増大に対応の時過当競争が起り得ないことになる。

この外に、寡占企業が中核となり中小企業がその周辺で過当競争に喘ぐ産業タイプがあげられよう。この場合両者間の競争が差別化される。両者の製品あるいは市場は厳密には異り、一種の参入障壁が両者間に生ずる。参入容易な中小企業部門に企業が蝟集滞留する。例証資料としてはアメリカについてバッターの分析、日本の陶磁器等の調査がある<sup>3)</sup>。

(2) 熊谷説。熊谷尚夫氏は政府の中小企業保護政策が中小企業に独占力を与え、これによって競争が不完全になることを、チェンバリン＝ロビンソンの不完全競争の理論を用いて説明する。また大規模製造業の分野についても、パティンキンのカルテルモデルを援用して「カルテルの傘の下での設備投資競争<sup>4)</sup>」を提唱される。そして中小企業、大企業何れの場合にも最適以下操業、高生産費、高価格、低利潤といった諸現象がもたらされ、これ

3) H. Vatter, *Small Enterprise and Oligopoly*, 1955.

拙稿。名古屋地方陶磁器工業組織論、1967年 アカデミア 59, 61集

4) Don Patinkin, "Firms, Cartels and Imperfect Competition," *Quarterly Journal of Economics*, 1947.

1) 熊谷尚夫「過当競争とは何か」(熊谷編『市場構造と経済効率』有斐閣、1967)

2) J. Bain, *Industrial Organization*, 1st. ed., 1959, pp. 428-457

が過当競争であるとし、かくて「過当競争は競争の不足にもとづく」という命題を提起される<sup>5)</sup>。

しかし第1に過当競争の概念が問題である。過当競争は詳しくは次項で定義されるが、企業の正常な維持発展が困難になる程競争が長期的に激しいときにいわれる。低利潤以外の上記諸現象は市場成果の悪さの指標であっても過当競争の必要条件でないと考えられる。第2に低利潤は重要条件であるが、その意味が不完全競争の長期均衡点において、正常利子に該当する費用の一定割合としての報酬が完全競争の場合よりも低いということであるなら、この点需要曲線と費用曲線の位置によって高低いづれの場合も生じ、一概にいえぬ。これでは過当競争の低利潤を説明し得ない。第3に日本の中小企業保護立法が競争不足をもたらす、最適以下操業、高生産費、高価格を結果するという論理は問題の本質を捉えたと考えられない。そうでなく、過当競争対策としてカルテル容認の保護立法が設けられたにも拘わらず、協定破りの超過操業、値下げ競争が絶えなかった所に過当競争の特質が見出せないか。大企業過当競争については後述する。

以下過当競争の概念とその根拠を述べる。この場合特定の市場構造下に起る過当競争の国際的共通性と日本の特殊性を区別すること、又中小企業と大企業それぞれの「過当競争」の異質性を認識することが必要であろう。

## 2. 概 念

ある産業において企業間競争の結果、あるグループが景気変動周期を超えて正常以下の極めて低い利益率、時には損失しか得られず、企業の正常な維持が阻害される場合この競争は過当競争である。同一企業が長期継続的に低利益率の時だけでなく、産業内で退出参入の諸企業を通じて長期的に低利益率の場合も含まれる。この過当競争は本来的には参入容易な非集中的産業において中小企業間で特定の条件の下で生ずる。

## 3. 一般的根拠

参入障壁に関するペインの前述難点——新規大企業の過当競争可能性、原子的産業の成長力など——克服のためには第1に大企業に広く中小企業に狭い出路と、第2に過剰要因が求められねばならない。以下の如くである。

5) 熊谷尚夫「経済理論からみた過当競争」(熊谷編前掲書)

(1) 成長と大規模経済。(i) 成長新産業には中小企業の進出が不利である。けだし技術革新が産業成長の原動力で、規模と技術革新との関係には論議があるけれども、少なくとも一定規模以下の中小企業は近代新技術開発に必要な技術力、資本力において不利を免れない。特に発明の工業化、またマーケティングにおいて、小資本の中小企業は決定的に不利である。他方大企業はめぼしい研究開発は発明時点、工業化時点、あるいはマーケティング時点において接收が可能な場合が多く、また戦略的な大型研究開発とその工業化はその独壇場である。

この点の支持資料としては第1にシェラー等の調査が援用されよう<sup>6)</sup>。シェラーは活発な技術革新には巨大規模を必要としないが、他方売上1億ドル以下の企業だと研究開発の規模経済も、危険分散も、研究成果活用に足るだけの市場も不十分だから技術革新の条件に不足すると調査資料に基づいて結論する。だが売上1億ドルは日本ではもちろん、アメリカでも巨大でなくても大会社であり過当競争の対象となる層はこれより以下の筈である。又シェラーは中小企業が急速な技術革新を遂行するに必要な資源を駆使することは完全に出来ず、技術革新成果が最終的に市場に出回る前に大会社にこれを譲らざるを得ないことを、空冷エンジン及びターボジェットを例にあげて供述する。

またモースは100人以下工場の付加価値が75%以上の109の細分類業種を摘出するが<sup>7)</sup>、この業種の付加価値合計の1958~1963年の伸び率を算出すると129%であり、他の細分類業種の同伸び率137%を下回る。日本でも工業統計表細分類昭和36年現在平均19人以下の小規模業種125の昭和30~40年出荷額伸び率平均は4.2倍で他の同5.2倍を下回る。

(ii) 既存産業においても、市場の変化で量産の条件が整えば大企業が進出する。その限り中小企業分野は傾向的に狭められる。これらの大企業は容易に寡占に転化する。

この実証資料は昭和30年代高度成長期の日本では多い。——革靴、カーペット、ボールペン(昭和39年中小企業白書)の外プラスチックなど。中小企業団体組織法昭和39年改正における商工組合と大企業との特殊契約条項の設定は大企業進出の事実を背景とする。

6) F. M. Scherer and R. Schlaifer, *Statements, Economic Concentration, Part 3*. U. S. Senate Subcommittee on Antitrust and Monopoly, 1966.

7) E. Staley and R. Morse, *Modern Small Industry for Developing Countries*, 1965.

(2) 利子生活者化の困難。過当競争企業の資産売却による利子生活者化の途はまた狭い。けだし中小企業は第1に回転率が高く(1967年アメリカ製造業総資本回転率総資産1百万ドル以下2.5回, 同10億ドル以上1回), 企業活動の割に資産が小さい。第2に過当競争のとき負債比重が高い筈で, 経営を持続する限り低率でも利益を生み出されるか, 少くとも糊塗出来るが, 売却となると負債と差引でその評価は著しく低くなる。又業界における熟練経験という無形資産の評価も低くなされる。

(3) 過剰。高度資本主義国における過剰と成長の鈍化が以上の基底にある要因として指摘されよう。この点については論議が分れるが, アメリカについてシュタインドル, シラス・ラビーニの分析があり, また筆者も別稿で考察したことがある<sup>8)</sup>。ケインズの分析も過剰経済が対象となっている。戦後過剰と成長鈍化は必ずしも直線的ではないが, その様相濃化の局面で過当競争が強まる。

総括。何等かの形と程度の過剰が基盤にあって, その中で大企業は第1に技術革新の成果利用による過剰からの脱出機会が相対的に多いこと, 第2に新産業成長, 過剰停滞何れの場合でも, 大企業は参入障壁に拠り寡占的協調の可能性があること, これらによって過剰でも過当競争を免れる途をもつ。これに対して中小企業は技術革新の成果利用で劣り, 参入障壁で進出を阻止され, また大企業の侵入でしばしば後退を余儀なくされる。すなわち既存産業, 有望新産業何れにも進出存立に枠がはめられ, そこで若干の参入容易ないわゆる中小企業的分野に過度に蟄集せざるを得ない。供給過剰が強まり, 特に停滞的産業において顕著となるが, 他産業への出口が狭められており, 利子生活者化もむつかしく, 退出渋滞は免れない。小規模過多のため協調は困難である。若干の中小企業的分野における過当競争は寡占経済自体に根をおいている。

#### 4. 日本に特殊な根拠

過当競争が日本で特に喧ましくいわれた特殊な根拠は基本的には相対的労働力過剰に求められよう。次の如くである。

(1) 賃金格差と小零細自営。労働力過剰は賃金を低位

に抑え, また既に諸研究<sup>9)</sup>によって明らかにされてきたメカニズムを通して賃金格差を招来した。賃金規模格差は年功序列制の強弱により中高年令層に最も強く現われる。初任給が生活給体系で低水準である上, 年功序列制がないため, 中小企業の中高年層賃金は生計維持を困難にした。低装備の零細自営がその帰結であった。長時間家族総労働報酬合計が大企業労働者賃金位になれば, 喜んで経営を持続させたのである。それは一面において上位中小企業の下請化を通じて上位層存立の基盤となったが, 他面過剰労働力がこのルートで小企業として生産力化し, 上位中小企業の競争相手となり, その値ぎめに響いた。

また中小企業がある産業分野で過剰であっても, 主転換先の筈の小企業労働者の低賃金は廃業を足踏みさせる。退出渋滞が生ずる。

実証資料。(i)付表1の如く年功制は中小企業の方がはるかに弱い。そして(ii)1,000人以上企業40才以上労働者給与は都市平均消費支出額を上回るが, 同上10~29人層はこれを遙かに下回る。(iii)付表2の如く, 従業員3人の業主所得平均は1,000人以上層の賃金所得平均を凌ぐ。また筆者担当の岐阜市機械金属工業調査では, 9人以下企業主190人の55%が中小企業従業員出身であった。中小企業従業員から自営への転身の圧力は以上で実証される。(iv)自営業主及び家族労働者の比重はアメリカより圧倒的に高く, それらは特に零細層に滞留すること, 付表3,4の如くである。

アメリカの場合賃金水準が高く(1965年賃金給料平均日本の4.7倍, 賃金平均同5.4倍<sup>10)</sup>), 賃金の規模差, 年令差が日本程甚だしくなく, 労働者の自営転換誘因, 自営業主の労働者への退出渋滞共に日本程高くない。

(2) 低い技術。中小企業の労働集約的低賃金経営, 中小企業低賃金下請利用及び小零細企業の高い比重——日本経済の二重構造の重要な構成要因であるこれらの諸事実は又中小企業の自主的技術開発と技術水準引上に促進要因よりも阻害要因としてより強く作用した。その技術水準および開発力, 大企業との技術格差ともにアメリカの中小企業よりもはるかに劣る。一指標として製造業1人当り新規設備投資額規模格差(付表5)は, 日本は大きくアメリカは小さく, また下位層新規設備投資額はアメ

8) J. Steindl, *Maturity and Stagnation in American Capitalism*, 1952. P. Sylos-Labini, *Oligopoly and Technical Progress*, 1962.

拙稿, 『クリーピング・インフレーション』東洋経済新報社, 1962

9) 篠原三代平『日本経済の成長と循環』創文社1961, 氏原正治郎『規模別賃金格差の経済学的根拠』お茶の水書房, 1964, (社会政策学会年報12集)

10) "Wages in Japan and the United States," *Monthly Labor Review*, April 1967

リカよりも遙かに低い。

この技術力の低さは日本の中小企業の成長新産業への自主的出路を特に狭めただけでなく、アメリカの中小企業に見られる様な製品の技術的特殊性に基づく安定の条件をも充し得ず、競争激化の一因となった。

だが他方賃金格差に基づく外注下請依存が英米より特に高い。1963年機械製造業付加価値のうち100人以下工場の比重はアメリカ13%に対して日本23%である。このクラスの部品と完成品の生産比率が日米間で大きく異ると考えられぬので、この数字は日本の高い外注下請率の一指標になり得よう。このルートを通じての成長新産業への参加によって、技術力低位による進出制約はある程度補填されたといえる。では停滞過当競争産業の企業がこの形で成長産業に移動することによって問題は解消出来ないのか。けだし類似産業間の移動は行われようが、全く技術経験の異なる産業への移動は容易でない。しかも下請参加では一般に利潤の旨味が限られ、困難を押し付けて全くの他業種転換を決意させる程魅力的でない。出路はやはり狭かった。

また過剰労働に基づく生存競争と水平的社会意識未確立との結合も競争激化の一因となった。

すなわち日本の場合、過剰は特に労働面に存在して、これが一般に生存競争を激しくし、そして賃金格差のメカニズムを通して小企業生産力化し、中小企業間競争の戦力となった。中小企業主から雇用労働者への転換の途が狭く、中小企業従業員から自営への誘因が大きく、かくして退出渋滞に拍車をかけた。中小企業の技術水準、開発力共にアメリカ等に比べて格段の低位は成長産業への自主的出路を更に狭くしているだけでなく、技術的特殊性に基づく安定の条件をも充たし得なかった。成長産業への下請参加はあっても、下請利益は限定され、全く異なった産業から困難を押し付けて移動することは容易でなかった。大企業の中小企業分野進出は高度成長下ではむしろ他国以上であった<sup>11)</sup>。

一般的根拠は以上の特殊条件によって補強され、日本の中小企業の過少過多とその相当な分野における特別な過当競争を招来した。

## 5. 過当競争条件の変化

日本は高度経済成長過程で昭和34年頃を転機に労働

11) 過剰(労働)と参入容易産業に中小企業蟄集の余儀ないという2つの事実は中小企業発生条件になると共に死亡条件にもなる。生誕消滅の同時発生。

力過剰から不足へと急変したが、なお国際的賃金水準は低く、中高年層賃金格差は存在し、その限り自家営業の魅力は失せず、現実に零細経営は根強く存続している。だから過当競争の特殊な根拠は消滅してはいない。ただ賃金格差の縮小、賃金水準の上昇が予想される限り日本の特殊性は薄らぐ方向にある。これが続く間、そして経済が過剰停滞よりも成長の方向にある間、中小企業の過当競争はかつて程大きな問題ではなくなりつつある。過当競争立法としての中小企業団体法の取扱の微妙な変化の形勢が一指標となろう。近年における中小企業倒産激増は正に日本における過当競争の特殊な根拠であった労働力過剰の後退が主因であり、過当競争が主たる問題となっているのではない。

## 6. 大企業の「過当競争」

大企業の過当競争が特にわが国ではよく唱えられた。だがこれは真の意味の過当競争ではないこと次の如くである。

(1) 寡占的競争。デザイン、品質、宣伝等の非価格競争は、寡占的競争形態であり、長期正常以下利潤や企業過多等のわれわれの過当競争基準に合致しない。

熊谷氏は大企業の過当競争に対しては「カルテルの傘の下での設備投資競争」の仮説を出されるが、その根拠は不完全競争下で超過利潤のある限り増設が行われるというものである。だが同時に均衡点において設備投資競争は止むことをいわれる。そして均衡を阻害する条件を出さず、むしろ均衡点における高価格等の前述諸特長を投資競争の帰結として、これら全体の過程を過当競争と見ておられる。だが均衡阻害要件が示されぬ限り、投資競争は均衡までの過渡的なものである。均衡点の諸特長は不完全競争の特長であり、正常以下利潤で経営の維持を阻害するという過当競争の基準を充たすものではない。

(2) 大企業間競争の特殊性。ただ日本では戦後大企業間競争激甚の特殊条件があった。財閥解体、戦後新技術発展、日銀の機会均等主義等で、旧財閥系企業集団の序列は崩れ、昭和30年頃からの高度成長過程で首位争いが設備投資競争の中で激化した。これは現実には企業に生産性向上、利益獲得の収穫を与えた。また高度成長下新規参入も相対的には容易であった。

すなわち寡占態勢が固まらず、そして経済成長過程にあったことがわが国の大企業間競争を特に激しくしたのである。この点は多くの大企業製品価格がアメリカ等よりも弾力的だったこと、大企業利益率が相対的資本不足

にも拘らずアメリカより低く、また中小企業との利益率格差の狭いことにも示される。(付表6)。ただそれは過当競争ではなく、逆に相対的には良い市場成果の生じた原動力であった。

(3) 破滅的競争。寡占的大企業の破滅的値下げ競争<sup>12)</sup>については鉄道等生産物差別化が少なく、競争者の少ない産業で、需要停滞等若干の条件のもとではその可能性はあろう。しかし過去の経験をふまえたところの寡占の協調側面を評価する限り可能性も現実性も少ない。あっても一時的過渡的に止まる。日本の大企業の近年の競争はこれに該当しない。

付表 1 製造業規模別年令別賃金格差と家計支出  
(男子労働者月間定期給与)

	1961			1967		
	(a) 10~29人	(b) 1,000人以上	a/b	(c) 10~99人	(d) 1,000人以上	c/d
17才以下	9.2千円	8.4千円	109.5%	18.1千円	17.0千円	106.4%
40~49才	23.1	43.9	52.6	46.1	68.1	67.6
50~59才	20.6	45.2	45.5	41.9	72.3	57.9
都市全世帯消費支出	34千円			61千円		

(資料) 賃金——労働省賃金センサス  
消費支出——総理府家計調査

付表 2 製造業男子自営業主及び雇用者平均所得

従業員規模	自営業主数 千人	(1962)	
		平均所得 千円	雇用者平均所得 千円
計	621	432	342
1人	195	257	} 217
2	149	342	
3	87	463	
4	55	550	
5~9	92	627	255
10~	40	928	352
(うち1,000人以上)			(417)

(資料) 昭和37年就業構造基本調査, 81頁, 128頁

付表 3 日米非農業従業上の地位別就業者割合(1965)  
(%)

	日 本	アメリカ
雇用者数	76.4	89.9
自営業主数	14.7	9.2
家族労働者数	8.9	0.9
計	100	100

(資料) 日米労働省。日米両国の賃金事情

付表 4 日米製造業規模別比率(1963)  
(%)

	業 所 所		雇 用		家族労働率 日本
	日本	アメリカ	日本	アメリカ	
1~9人	73.7	52.3	16.8	3.3	40.8
10~49	21.2	30.7	26.0	13.1	5.5
50~99	2.8	7.5	11.2	9.8	2.0
小 計	97.7	90.5	54.0	26.2	15.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	8.7

(資料) 日本 工業統計表  
アメリカ 1963 Census of Manufactures

付表 5 日米製造業規模別1人当り新規機械設備投資額(1963)  
(単位ドル)

	計	10~19人	20~99	100~499	500~999	1,000~
アメリカ	700	558	581	587	659	835
日本	500	193	323	644	906	1,101

(資料) アメリカ 1963 Census of Manufactures  
日本 工業統計表

付表 6 日米製造業規模別総資産税込利益率(1962)  
(%)

アメリカ(総資産規模別, 資産単位千ドル)					
計	~100	100~1,000	1,000~50,000	50,000~250,000	250,000~
9.5	1.6	7.1	9.5	9.7	10.0
日本(株式資本規模別, 資本単位百万円)					
計	5~9	10~49	50~99	100~999	1,000~
8.6	10.8	12.9	9.7	8.8	8.1

(注) 利益には支払利息を含む  
(資料) アメリカ Statistics of Income  
日本 工業統計表

12) Jones, Principles of Railway Transportation, 1924.

新野幸次郎『現代市場構造の理論』1968, 新評論社, 236-240頁に所収参照。